

海岸保全施設長寿命化計画 策定業務委託標準歩掛

平成28年6月

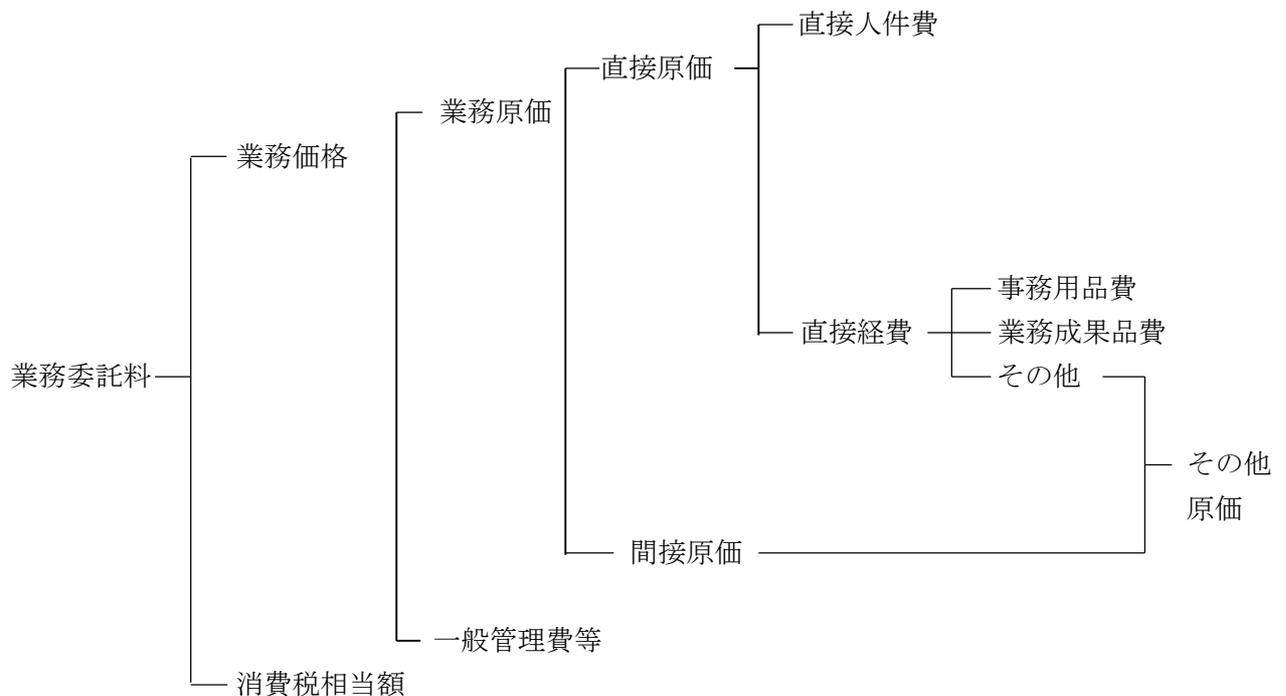
香川県土木部 港湾課

長寿命化計画策定業務委託標準歩掛

1. 適用範囲

この積算要領は、香川県が県管理の海岸保全施設を対象に「海岸保全施設維持管理マニュアル～堤防・護岸・胸壁の点検・評価及び長寿命化計画の立案～（平成 26 年 3 月 農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課）」（以下、「マニュアル」という。）を参考に実施する長寿命化計画策定業務に適用する。

2. 価格構成



3. 業務内容

3.1 計画業務

(a) 計画準備

本業務の実施に当たり、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び実施に必要な事項を企画・立案した業務計画書を作成するものとする。

(b) 協議打ち合わせ

本業務の協議打ち合わせは、業務着手時、中間1回、業務完了時の3回を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。

3.2 長寿命化計画の策定業務

マニュアルを参考に、施設の劣化予測を一定区間の工種毎に行い、それを基に点検計画や修繕計画を作成し、それらが記載された長寿命化計画を策定する。なお、現地調査における点検結果とその評価（スパンや一定区間の設定を含む）については、発注者から提供する。ただし、点検業務における評価がd評価の工種については劣化予測を行わず、修繕計画は設定しないものとする。

(a) 点検計画の立案

今後、施設の防護機能を適切に把握するために必要な巡視や点検等について、実施する時期や項目などを定めた点検等に関する計画を策定する。また、点検等を効率的・効果的に行うための資料を、別紙1を用いて整理する。

(b) 修繕計画の立案

施設の防護機能を確保するため、適切な修繕等の方法、実施時期を盛り込んだ修繕等に関する計画を策定する。また、ライフサイクルコストの観点より最適な対策工法を選定する。修繕等を効率的・効果的に行うための資料を、別紙1を用いて整理する。

(c) 長寿命化計画の策定

海岸及び海岸保全施設の概要、長寿命化計画の概要、海岸保全施設の点検結果及び将来の防護機能の評価、点検等に関する計画、修繕に関する計画について、地域性を考慮しつつ、マニュアルを参考に、概ね地区海岸ごとにとりまとめる。

3.3 照査および報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえた照査を行い、業務の各段階で作成された成果をもとに、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。

4. 直接人件費

		主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	
計画業務	計画準備 (1 業務当り)	1.0	1.0	-	2.0	1.0	
	協議打 ち合 わせ	業務着手時 (1 回当り)	-	1.0	-	1.0	-
		中間 (1 回当り)	-	1.0	-	1.0	-
		業務完了時 (1 回当り)	1.0	1.0	-	1.0	-
長寿命化計 画の策定業 務	点検計画の立案 (1 地区海岸当り)	-	5.0	-	7.5	-	
	修繕計画の立案 (1 タイプ当り)	1.0× a	1.0× a	-	2.0× a	-	
	長寿命化計画の策定 (1 地区海岸当り)	0.5	0.5	-	1.0	-	
照査および 報告書作成	照査および報告書作成 (1 業務当り)	3.0	2.5	1.0	2.0	2.0	

※1 タイプとは、一定区間における護岸、突堤などの施設分類を指す。

例) 1 業務に一定区間が 10 区間あり、護岸のみの区間が 8 区間、護岸と突堤がある区間が 2 区間ある場合の業務発注数量は、

$$8 (\text{区間}) \times 1 (\text{分類}) + 2 (\text{区間}) \times 2 (\text{分類}) = 12 (\text{タイプ})$$

となる。

※2 1 タイプ当りの工種数は 5 工種を標準とする。発注に際しては、1 業務に含まれる工種数の平均を算出し、5 で割った数を係数 a とし、本歩掛りに乗ずる。

係数 a の有効数字は小数点以下第 2 位までとする (第 3 位四捨五入)

$$a = S_1 \div S_2 \div 5$$

S_1 : 1 業務に含まれる工種数

S_2 : 1 業務に含まれるタイプ数

例) 1 業務にタイプが 14 タイプあり、工種数の合計が 79 の場合、

$$a = 79 (\text{工種数}) \div 14 (\text{タイプ}) \div 5 (\text{標準工種数}) = 1.128$$

となることから、a = 1.13 を用いる。

5. 直接経費

5.1 事務用品費

事務用品費は、直接人件費の1.0%とする。ただし、協議打ち合わせの直接人件費は除く。

5.2 業務成果品費

港湾請負工事積算基準 第3部その他の積算基準 第1編設計等業務 1節計画・開発・調査等
業務 3-3 直接経費 に準ずる。

6. その他原価

港湾請負工事積算基準 第3部その他の積算基準 第1編設計等業務 1節計画・開発・調査等
業務 2-2 業務委託料の積算 に準ずる。

7. 一般管理費等

港湾請負工事積算基準 第3部その他の積算基準 第1編設計等業務 1節計画・開発・調査等
業務 2-2 業務委託料の積算 に準ずる。

8. 消費税相当額

港湾請負工事積算基準 第3部その他の積算基準 第1編設計等業務 1節計画・開発・調査等
業務 2-2 業務委託料の積算 に準ずる。

